

「認定NPO法人東三河後見センター」会報 第12号 2010年10月5日

発行者 認定NPO法人東三河後見センター 電話 (0533) 80-2707 FAX(0533)80-2708

市民活動委員会は後見制度と市民の架け橋

NPO法人東三河後見センター市民活動委員会 委員長 鋤 柄 拓巳

当法人の市民活動委員会は、一般市民、専門職の方への後見制度の普及・啓発活動を目的として活動を行ってきました。その一つとして、昨年度より「後見だより」の定期発行を始め、活動報告や学習の案内等を広く会員や市民の方々、専門職、関係機関に配布しています。また、毎月「定例学習会」を開催し、テーマに合わせて専門職会員の方々や、外から講師を迎えるなど、参加者に後見制度への関心を深めてもらっています。

委員会は、一般市民と専門職の学習と交流の場に

参加者は、徐々に増え今では20名を越え、後見制度への関心の高まりの表れだと思います。

参加者は、会員の方は勿論、後見制度に関心のある専門職、一般市民の方々が参加され、学習会のみではなく交流を深める場にもなっています。現在は専門職の方の参加が多数ですが、専門職の方から市民の方へ裾を広げていきたいと考えています。学習会も専門職以外の方にもわかり易い内容にしていきたいと考えていますので、是非ご参加ください。

後見制度の支援は、専門職と市民の理解・協力が不可欠

私自身も委員会の学習会に参加し、後見制度についての理解を深め後見人としての活動を始めましたが、後見業務を行う上で専門職の方、市民の方の理解と協力は必要不可欠だと感じています。後見制度を必要とされる方には幅広い支援が必要なことが多く、後見人だけでは支援内容にも限界があります。そのためにも成年後見制度への理解者を増やし身近な制度にすることが求められていると思います。

いよいよ市民後見人養成の動きが

後見制度を必要としている方は、沢山いらっしゃいます。経済的な理由等により制度の利用が困難な方もおられます。そうした方を支援するためにも、市民後見人の活動を始めている市町村もあり、豊川も後見センターを中心に市民後見人養成について動き出しています。

まずは1人でも多くの方に市民活動委員会に参加して頂き、成年後見制度の第一歩を踏み出して頂ければと思います。そして、いずれは専門職後見人・市民後見人として活動して頂ける方が生まれるような活動を行っていきたいと思っています。市民活動委員会は後見センターの中でも、市民の方と直接に接する機会を持っています。

後見制度を温かく見守る地域づくりに貢献したい

市民の方のご意見や要望を聞き、それを生かすことで市民活動委員会が後見制度と市民の架け橋になりたいと考えています。後見制度は「自分らしく生きる」ための制度です。

後見制度を利用する方のみでなくその家族、関係者、地域全体・社会全体で見守ることが必要です。市民活動委員会は、市民の方一人一人が温かい気持で見守ることが出来る地域づくりに貢献して参りたいと思っています。今後も、成年後見制度の普及・啓発活動に努めて参りますので、どうぞ宜しくお願ひいたします。

東三河後見センター いよいよ第2ステージへ

代表理事 長谷川卓也

第11号の会報が発行されたのが5月の末でした。もっと早く12号を出さなければいけなかつたのですが、事務局は6月から多忙を極め、このように間延びした発行になってしまいました。

それというのも、従来の成年後見制度の実務に加えて、今年度事業として新たに独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業「市民後見人の養成とサポートシステム構築事業」に取り組むことになり、その検討機関として「東三河市民後見検討委員会」を立ち上げ、事務局を担うことになったからです。この事業は東三河後見センターの第2ステージの幕開けとなるだけでなく、東三河地域の今後の成年後見の在り方に大きな影響を及ぼす可能性があります。会員の皆様にも今後の動きに大きな关心を持っていただければ幸いです。

成年後見制度を支えているのは誰か？

成年後見制度を支えているのは、まず第1に家庭裁判所があげられます。(任意後見制度では公証役場) その他、後見人等(保佐人、補助人を含む。以下同じ)を受任している親族、あるいは弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の皆さん、さらには東三河後見センターのような法人などが思い浮かびます。ここでは、裁判所の問題はひとまず置くとして、受任者に焦点を当てて考えてみます。平成21年の全国の申立件数は27,000件余りでした。この件数は、判断能力が低下し成年後見人等を必要とする認知症高齢者・知的障害者・精神障害者が、わが国には数百万人いると言われている現状と比べると、余りにも少ないと言わざるを得ません。人口8,000万人のドイツで、わが国の後見人等に当たる「世話人」がついている人が120万人と聞けば、その落差に唖然とします。一方、後見人等になれる人が親族の中にいない人が増えています。

平成21年のデータでは、全申立てのうち第三者後見人等の割合が36.5%でした。この割合は、平成12年に新しい成年後見制度が始まって以来、年々増え続けています。核家族化と少子高齢化が進む限り、増え続けるでしょう。

一方で、成年後見制度に携わる専門職は思うように増えません。成年後見人等の報酬が少なく、専門職の業務として成立しないからです。専門職は、業務で培った専門的な知識・技術を生かしてボランティアとして活動する、いわば「プロボノ」として成年後見分野で活動しているのです。善意の専門職頼りだけでは、ニーズに応えきれないことはもはや明らかです。

一般市民と専門職市民が協働して支える成年後見制度に

今後浮上してくる膨大な成年後見ニーズに応えるためには、地域に新たな社会資源として成年後見人等を受任できる「市民後見人」を誕生させることが必要です。親族でもなく専門職でもない一般市民の後見人です。しかし、それは簡単ではありません。

民法858条は成年後見人の最も基本的な義務を「成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮」として次のように要約しています。「成年後見人は成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

本人のために一番よいと思われる生活・療養看護を手配し、そのために財産を管理し、使用するのが成年後見人の仕事です。市民後見人が適切にその役割・責任を果たすには、市民後見人の養成とサポートを一体のものとして市民後見人を育てる仕組みを地域に作ることが必要になります。成年後見人等を経験し、成年後見制度を熟知した専門職市民と市民後見人の協働の仕組みづ

くりが不可欠なのです。専門職市民とは、成年後見の申立てや受任を多数経験した弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職で、かつ、専門的な知識と技術をボランティア的に市民後見人の活動に反映させることが出来る市民のことを指しています。

社会福祉協議会の出番だ

一般市民も専門職市民もボランティア的な活動ですから、これでは成年後見制度を支えるのがボランティアだけとなり、基盤が弱く継続性に不安が残ります。この弱点をカバーするのが、市民後見人の活動の仕組みの新たな軸と期待される社会福祉協議会です。一般市民、専門職市民（東三河後見センター）、それに社会福祉協議会が加わり、市民後見の人の養成とサポートを行う。これが東三河における「市民後見人の養成とサポートシステム」の基本構想です。ただし、ここで言う東三河には豊橋市と田原市は入っていません。田原市はすでに社会福祉協議会が成年後見センターを運営しており、豊橋市では、最近の新聞記事で見るよう、市民後見センターづくりの動きがあるからです。前記2市を除く東三河が対象ですが、豊川、蒲郡、新城の社会福祉協議会の考え方は今のところ未知数です。

第2ステージは会員の皆さんも参加して

東三河後見センターの第1ステージは、ボランティアで参加できる社会福祉士が、弁護士、司法書士、行政書士、消費生活アドバイザーなど異分野の専門職の助言を得ながら、無我夢中で「法人後見」という新しい分野を切り拓いてきました。3年間に50件以上の成年後見に取り組みました。認知症高齢者・知的障害者・精神障害者、後見・保佐・補助の区別なく、「依頼は断らない」を基本にやってきました。地域の評価も、今では私たちが望む以上に高く、時に戸惑うこともある程です。第1ステージでは、問題解決のネットワークを広げ、自ら実践・経験を積み、地域の評価・信頼を得ることが出来たと言えます。

次は第2ステージです。自ら実践し、経験を積むことはこれまで通り行い、さらにボランティア専門職を増やし、層を厚くすることが必要です。それに加えて、ボランティア専門職の経験とネットワークを生かし、市民後見人の養成とサポートシステムを、行政、社協、専門職集団等と協働してつくり上げることです。今年度はその準備段階です。

「東三河市民後見検討委員会」の始動

現在、独立行政法人福祉・医療機構の社会福祉振興助成事業として、「東三河市民後見検討委員会」を立ち上げ、毎月1回委員会を開催しています。委員会は、弁護士、医師、大学教授等の有識者や司法書士、社会福祉士、豊川、蒲郡、新城三市の行政職員、豊川社会福祉協議会、東三河後見センター理事等10人の委員で構成され、「この地域の市民後見のあり方」を検討しています。

市民後見人の誕生までには、高いハードルが幾つもあります。しかし、高齢社会の進行やノーマライゼーションの理念がいずれも市民の支え合いを求めていることは、福祉に携わる者が日々感じていることです。そうした社会が市民後見人の実現を後押ししています。

11月13日（土）、講談師を招いて催しを企画

別添チラシのように、来る11月13日（土）、講談師の神田織音さんを招いて、「みんなで学ぼう成年後見制度」を開催します。東三河後見センターとしては初めて「市民後見」をテーマに広く成年後見制度を知っていただく催しとして企画しました。入場料は無料です。

ぜひ、ご参加ください。

会員さん紹介

公正証書遺言のすすめ

認定 NPO 法人東三河後見センター蒲郡連絡員（自称）

エノコロ草 日比修治

私は兄弟姉妹5人のうち4番目です。私は健康に恵まれてることを常に亡き両親に感謝しています。父親は昭和55年2月25日(72歳)母親は平成17年6月11日(88歳)で人生修行を終え、あの世で私のことを見守っていてくれます。

いつもありがとうございます。明治・大正生まれの両親ですが、私の人生でとても良い先生でした。父親は働く姿を見せてくれました。

母親は5人の子供のことを深く考え「公正証書遺言」を作成してくれました。

この「公正証書遺言」により争うことなく、無事に相続が解決しました。仮にこの「公正証書遺言」が存在しなければ、それぞれ相続人の考えは、兄弟姉妹とはいへ相違していたと想像できますので、身に浸みて「公正証書遺言」の有用性を体験し母親に感謝しました。だからこそ、皆様へ「公正証書遺言」を作成されることをお勧めします。

さて、認定NPO「東三河後見センター」の業務が、今日大きく評価されている社会貢献活動ということは申し上げるまでもありません。

しかし、社会的に有用である団体活動もその運転資金が根本的に必要あります。

幸い我が認定NPO「東三河後見センター」は、平成21年7月に財務省(国税庁)の厳格な審査を経て認定されましたことは、大変に有意義であります。

なぜならボランティアとして後見センターの活動を支援くださるメンバーに加え、運営活動の資金援助となります「寄付金活動参加者」が期待できるからです。

この寄付者の貴重な行動は、所得税法上所得金額から一定額の所得控除、法人税法上も寄付金として一定額の損金算入が可能です。さらに相続財産等を寄附した場合、相続税がかかりません。

これからもこうした市民社会の連帯活動が評価され、少しでも社会的弱者の権利擁護を支援する認定NPO「東三河後見センター」の業務がより一層定着していくことを希望してこのペンを置きます。

法人会員数 (H22・9・10 現在)

個人	正会員	62名
	賛助会員	22
法人	正会員	0※
法人	賛助会員	4

※H22・5月法人総会以降、議決権を有する法人正会員が会員種別に加えられました。

